

## 「セーフティネット保証4号」の受付について

平成28年熊本地震により、熊本県全域及び周辺の事業所は4号保証の対象になっています。  
平成30年6月14日(木)まで申請を受付しています。

申請日時点で合志市内に事業所等の所在地がある場合のみ受付できます。  
(個人事業で、市外のみで営業の場合は、営業されている住所地での申請になります)

**取り扱いが変更になっています。**

「売上高等」は、**地震直前(平成28年4月以前)と直近(申請月から数えて過去6カ月以内)**を比較することになりました。

**認定の要件(「特定中小企業者認定要領」より抜粋)**

(4) 法第2条第5項第4号(地域)関係

次の各号に該当すること。

- (イ) 申請者が、法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ) 法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

**認定の申請**

○ 融資を受けるための申請の場合は、あらかじめ金融機関に相談してください。

○ 必要書類については、下記をご覧ください。

・「様式第4号」**2通必要**

地震から1か月間は“実績”、2～3か月間は“実績または見込み”を記入します。

**記載する期間について**

申請する月を基準として、**過去6カ月以内の連続する3カ月間**について記載します。

<一例> 12月に申請する場合で、10月以降の連続する3カ月間について記載

(A欄にH29.10、B欄にH27.10、C欄にH29.11/12、D欄にH27.11/12)

・指定地域(別紙参照)で、地震の日からさかのぼって1年以上営業していることが分かる書類

営業許可書、商業登記簿、納税証明書等の公的証明のコピーが1種類必要です。

・「委任状」

金融機関の担当者の方が申請される場合に必要です。

・地震に起因することを証明する書類(月別の売上表など)

形式は問いません。地震の日(4/14)以降に売上高が減少したことが分かる書類を準備してください。

**申請受付窓口**

○ 商工振興課(合志庁舎2階)に持参してください。

「委任状」をご用意いただければ、金融機関の担当者の方も申請できます。

**お渡しまで、数日必要**です。

(申請日を1日目として3営業日以上が目安です。余裕を持って申請してください。)

合志市役所 商工振興課作成 (H30.3.14改訂)

電話番号 096-248-1115